

中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

死亡牛搬入専用TEL:090-5844-5300

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp

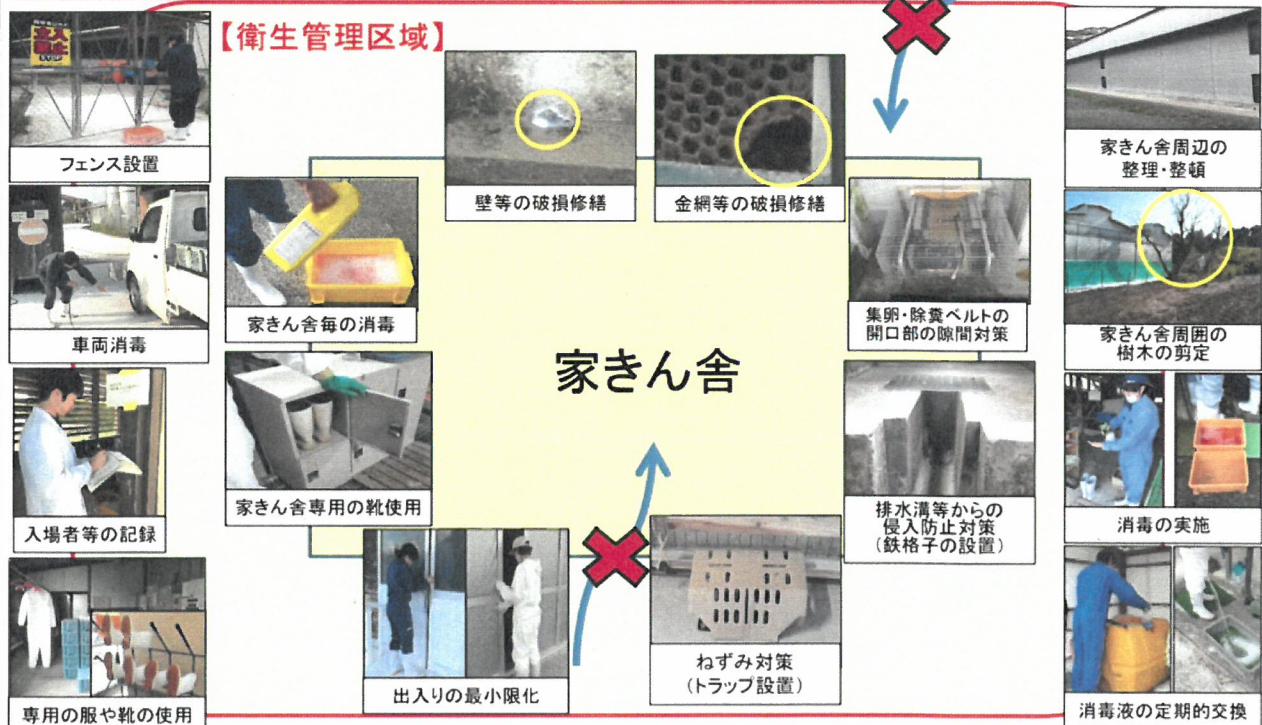


令和元年12月

国内の野鳥で鳥インフルエンザ検出

今年も本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎え、4県（愛媛県、栃木県、奈良県、島根県）で野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。今年10月末には台湾で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、予断を許しません。下記の重要ポイントを参考に、**より一層の防疫対策の強化**をお願いします。（令和元年12月20日時点）

予防対策の重要ポイント



① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・上記措置の記録

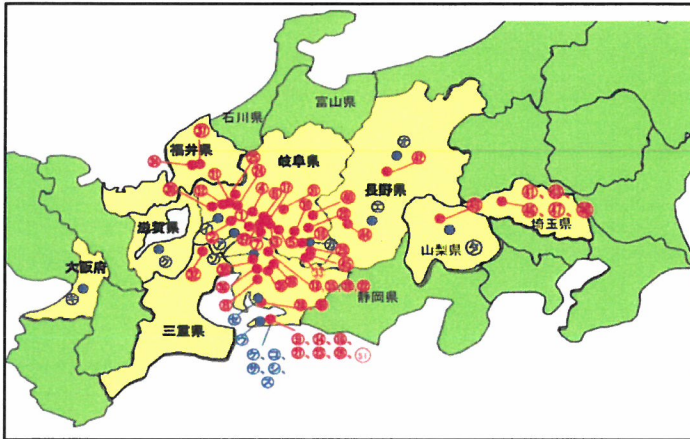
② 野生動物対策

- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・上記措置の定期点検

※異常があった場合は、すぐに家畜保健衛生所までご連絡ください。（24時間対応）

国内のCSF（豚コレラ）発生状況

平成30年9月に発生したCSFは、現在まで養豚農場では1府8県で合計51事例の発生、野生イノシシでは12県で陽性事例が確認されています。
令和元年10月25日より感染した野生イノシシが確認された県で飼育豚へのワクチン接種が開始されました。

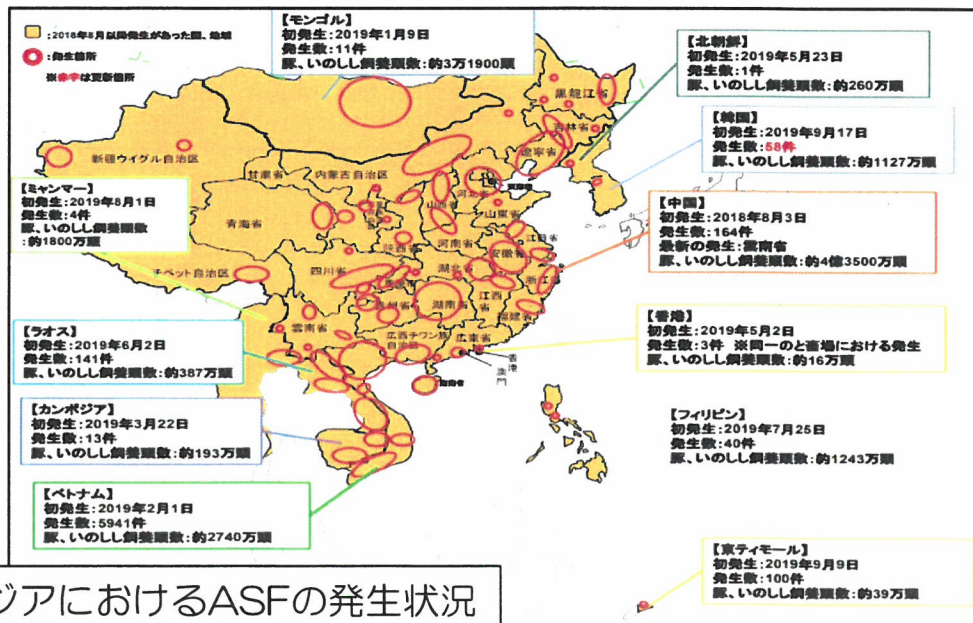


農林水産省HPより引用
(令和元年12月20日時点)

ASF（アフリカ豚コレラ）発生状況

これまでASFの発生は、日本では確認されていませんが、近隣諸国では発生が確認されています。中国等からの旅行客の携行品からはASFのウイルスが検出されています。本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合は畜産業に甚大な被害を及ぼします。

引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期発見のための監視の強化をお願いします。



アジアにおけるASFの発生状況

年末年始及び春節に向けて、防疫対策を再徹底しましょう

翌年1月24日には中国をはじめとするアジア近隣諸国で春節を迎え、訪日外国人旅行客の増加が見込まれ、人や物の移動が盛んになることから、アフリカ豚コレラ等の病原体の侵入リスクが高まると考えられます。

以上のことから、家畜伝染病への警戒強化の対応をお願いします。

- 部外者を衛生管理区域に立ち入らせない
- 海外で着用した衣服、靴などを衛生管理区域内に持ち込まない
- 入国後1週間は衛生管理区域に入らない（やむを得ない場合は、更衣等十分注意する）

※ほとんどの国からの肉や肉製品は日本に持ち込めません。許可無く持ち込んだ場合は処罰されます。



年末年始のBSE受付体制について

BSE検査に係る死亡牛の搬入日時は下記のとおりになりますので、ご注意ください。

なお、死亡牛の搬入は、事前に連絡をお願いします。

12月				1月				
28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日
土	日	月	火	水	木	金	土	日
○	×	×	○	×	×	○	×	×

○：受付、×：休止 受付時間：8：30～16：00

和牛精液等の適正な管理について

平成30年に和牛の遺伝資源が海外へ不正に持ち出されようとした事件が発生したことを受け、和牛遺伝資源の不正な流通を防止し、知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まっています。家畜人工授精師や獣医師の皆様は、特に下記の点について徹底していただくようお願いします。

1 精液証明書・受精卵証明書の適正管理

精液や受精卵1本1本に対応した証明書がなければ、精液や受精卵を雌に注入(移植)することも他者に譲渡することもできません。

証明書に誤った内容が記載されている場合や記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は効力がないものと考えられます。

特に裏面の「譲渡・経由の確認」の欄は、記入漏れなどが起こり易いので注意してください。

(表面)		(裏面)																															
第 号 家畜人工授精用精液証明書		譲渡・経由の確認																															
<table border="1"> <tr> <td>記号を 行取 した 母畜</td> <td>姓 名 氏 名</td> <td>種別</td> <td>種別</td> </tr> <tr> <td>家畜登録機関名及び 登録番号</td> <td>性別及び歳月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精液採取年月日</td> <td>母畜飼養者の住所及び氏名 は名称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>授精師(家畜人工授精師)の 登録番号(家畜番号)及び住 所(氏名)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	記号を 行取 した 母畜	姓 名 氏 名	種別	種別	家畜登録機関名及び 登録番号	性別及び歳月			精液採取年月日	母畜飼養者の住所及び氏名 は名称			授精師(家畜人工授精師)の 登録番号(家畜番号)及び住 所(氏名)					<table border="1"> <tr> <td>譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日</td> <td>譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡を受けた年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(参考)注入又は体外受精記録 獣医師(家畜人工授精師)の登録 番号(免許番号)及び氏名</td> <td>(県)第 号</td> </tr> <tr> <td>注入を受けた母畜の飼養者又は体外受精 に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入を受けた母畜又は体外受精に係る未受 精卵を採取した飼養者採取した母畜の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家畜登録機関名及び登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入又は体外受精をした年月日</td> <td></td> </tr> </table>	譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡を受けた年月日			(参考)注入又は体外受精記録 獣医師(家畜人工授精師)の登録 番号(免許番号)及び氏名	(県)第 号	注入を受けた母畜の飼養者又は体外受精 に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称		注入を受けた母畜又は体外受精に係る未受 精卵を採取した飼養者採取した母畜の名称		家畜登録機関名及び登録番号		注入又は体外受精をした年月日		<p>譲渡、譲受欄が 正しく記載されて いるか要確認。</p> <p>利用時には、 下段にも利用した 雌牛の飼養者名等 を記載すること。</p>
記号を 行取 した 母畜	姓 名 氏 名	種別	種別																														
家畜登録機関名及び 登録番号	性別及び歳月																																
精液採取年月日	母畜飼養者の住所及び氏名 は名称																																
授精師(家畜人工授精師)の 登録番号(家畜番号)及び住 所(氏名)																																	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡を受けた年月日																																
(参考)注入又は体外受精記録 獣医師(家畜人工授精師)の登録 番号(免許番号)及び氏名	(県)第 号																																
注入を受けた母畜の飼養者又は体外受精 に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称																																	
注入を受けた母畜又は体外受精に係る未受 精卵を採取した飼養者採取した母畜の名称																																	
家畜登録機関名及び登録番号																																	
注入又は体外受精をした年月日																																	

2 家畜人工授精簿への正確な記入と保管

家畜人工授精や受精卵移植を行った時は、「家畜人工授精簿」に記録し、5年間保存することが義務づけられています。

精液及び受精卵の証明書は、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前は「家畜人工授精簿」に添付してください。また、精液や受精卵の容器(ストロー)も、速やかに照合できるように保管してください。

3 授精証明書・受精卵移植証明書の適正な交付

授精証明書及び受精卵移植証明書を交付する際は、精液や受精卵に対応した証明書を添付します。また、子牛登記上、ストローも添付します。

授精証明書及び受精卵移植証明書を交付しない場合(不受胎の場合など)は、使用した精液や受精卵の証明書は、「家畜人工授精簿」に添付することになります。